

## 参考資料

### 1. 用語説明

#### 【ア行】

##### • 違反転用

農地を住宅や工場等の建物敷地、資材置場、駐車場等、農地以外に転換する農地転用には、農地法の許可が必要です（市街化区域内の農地転用にあっては、あらかじめ農業委員会に届出を行えば許可は要しません）。この許可を受けないで行われる転用行為は「違反転用」となり、工事の中止や原状回復等の命令がなされる場合があり、罰則の適用もある。

##### • 援農ボランティア

一般市民が人手不足に悩む農業者の農作業を支援する制度。

#### 【カ行】

##### • 学校農園

農業は豊かな土壌を育み、種や苗を植え付け、多くの作業を経て収穫されるものであることを子どもたちに実感させ、食に対する関心と理解を深めるための農業活動の場を提供することを目的とし、小学校などの教育機関が設置している農園。

##### • 川崎市人・農地プラン

持続可能な力強い農業を実現するためには、基本となる人と農地の問題を一体的に解決していく必要があり、それぞれの地域が抱える人と農地の問題を解決するための、地域農業のマスタープランとなるもの。

##### • かわさき市民アンケート調査（平成 24 年）

市民生活に関するいくつかのテーマについて、市民の生活意識や行政に対する意識を調査し、市政運営や政策立案の参考資料とするもの。「かわさきの農業について」を調査項目に、調査期間を平成 24 年 11 月 1 日～11 月 22 日で実施。調査対象は市在住の満 20 歳以上の男女 3,000 人で、住民基本台帳に基づく層化二段無作為抽出。調査方法は郵送法で、有効回収数 1,400 件、有効回収率 46.7%。

##### • 川崎農業振興地域整備計画

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、優良農地を保全しつつ、地域農業の振興を図るため、農用地利用計画や農業生産基盤の整備等を示した計画。

##### • 観光農園

農業者が育てた作物の収穫体験などを楽しむ、レクリエーションのために開放されている農園。

##### • 観光農業

農村と都市との交流を進める観光形態の一つで、身近な観光農業は、フルーツ狩りなどの収穫体験が代表例。

##### • 基幹的農業従事者

統計用語の一つ。農家の世帯員のうち、普段、主として農業に従事している者。

##### • グリーン・ツーリズム

農村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ余暇活動。地域独特の文化や風土を味わえ、農村生活や農村文化を体験し、学習できる貴重な機会となる。

## 【サ行】

### ・市街化区域

都市計画法で指定されている区域区分の一つ。市街地として積極的に整備する区域で、用途地域等を指定し、道路や公園、下水道等の整備を行い、住宅や店舗、工場など、計画的な市街化を図る区域。

### ・市街化調整区域

都市計画法で指定されている区域区分の一つ。市街化を抑制し、優れた自然環境等を守る区域として、開発や建築が制限されている区域。

### ・自給的農家

農家のうち、飯米自給等を主たる目的として栽培している農家（経営耕地面積 30a 未満かつ、農産物販売額 50 万円未満）。

### ・市民農園

都市の住民がレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園。

### 川崎市市民防災農地登録制度

川崎市災害対策本部が設置される大地震による災害が発生したときに、農地を市民の一時的避難場所、又は仮設住宅建設用地・復旧用資材置き場として利用し、災害時に市民の安全確保と円滑な復旧活動に役立てるもの。仮設住宅建設用地や復旧用資材置き場として長期使用する場合は、農地所有者と別途協議が必要。使用時の農作物補償料及び農地使用料は、「川崎市市民防災農地登録実施要綱」及び「川崎市市民防災農地登録実施に伴う農作物等補償基準」、「川崎市の事業施行に伴う損失補償基準（第4節農業補償）」に基づき支払うものとされ、仮設住宅建設用地や復旧用資材置き場として使用した場合は原状回復し農地所有者に返還することとされている。

### ・ステイクホルダー

企業・行政・NPO 等の利害と行動に直接・間接的な利害関係を有する者

### ・ストックマネジメント

日常管理、定期的な機能診断と評価、調査結果に基づく施設分類と劣化予測、効率的な対策工法の比較検討、計画に基づく対策の実施、調査・検討の結果や対策工事に係る情報の蓄積等を、段階的・継続的に実施するもの。

### ・生産緑地

都市における良好な生活環境の保全や都市災害の防止などを目的として、市街化区域内の農地等を対象に指定される農地。この指定により、農地所有者は営農義務が生じるが、税制面での優遇措置を受けることができる。

### ・施肥

植物の生育に必要な肥料を土壤に施すこと。

### ・剪定

果樹等の枝を切り、生産の安定化をはかる技術。形を整え農作業をしやすくしたり、風通しを良くすることで、病害虫の繁殖を予防するなどの効果がある。

### ・相続税納税猶予制度

農地を農業目的で使用している限りにおいては、到底実現しない高い評価額により相続税が課税されてしまうと、農業を継続したくても、相続税を払うために農地を売却せざるを得ないという問題が生じるため、自ら農業経営を継続する相続人を税制面から支援するための相続税の納税猶予制度。

## ・ソーシャルメディア

インターネット上で、個人による情報発信や個人間のコミュニケーションや双方向のコミュニケーションができるメディア。

## 【夕行】

### ・第一種兼業農家

兼業農家のうち、主な所得を農業から得ている農家。

### ・体験農園

農業者が開設し、管理している農園で、農業者の作付け計画のもと、野菜の作り方や育て方を学びながら農作業体験ができる農園。

### ・第二種兼業農家

兼業農家のうち、主な所得を農業ではない兼業している仕事から得ている農家。

### ・宅地並課税農地

市街化区域内にある農地における固定資産税及び都市計画税は、宅地並みの課税となります。なお、生産緑地地区の指定を受けた場合や市街化調整区域に編入された場合は、農地としての課税となる。

### ・地産地消

地元で生産された農産物を地元で消費すること。

### ・定年帰農者

他産業に従事していた農家の子女が、定年を機に農業に従事すること。

### ・都市農業振興基本法

都市農業、都市農地の意義や価値などを明文化し、都市農業の振興及び都市農地の保全を目的とした法律で、平成27年4月に制定された。

### ・土壌分析

土壌に含まれる養分等を化学的に分析すること。土壌の状態を把握することは、施肥設計や上質な土作りに役立つ。

## 【ナ行】

### ・軟弱野菜

ほうれん草や小松菜、春菊などのように、他の野菜に比べ、収穫してからの傷みが早い野菜の総称。

### ・二ヶ領用水

江戸時代に水田を開発するための農業用水を確保するために造られ、多摩川などを水源とし、多摩区から幸区までを流れる、全長約32kmの人工用水路。

### ・認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づいて、自主的に農業経営改善計画を作成し、市町村から認定を受けた農業者。

### ・農業経営基盤強化に関する基本的な構想

農業経営基盤強化促進法に基づき、川崎市が地域において育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の指標や、農地の利用集積の目標、又は経営改善を図ろうとする農業経営者への支援措置のあり方等について総合的に示した計画。

### ・農業公園づくり事業

麻生区黒川地区農業振興地域の地域資源を生かしながら、農業公園を中心とした地域振興と、自然環境の保全・活用を通じた農業・農村とのふれあいを市民に提供する場づくりを目的とした事業。

### ・農業実態調査

作付け面積をはじめ、地産地消の取組、農業後継者等、本市農業の詳細な情報を把握し、農業施策の基礎資料とするための本市独自の調査。調査期間を平成 24 年 12 月 20 日～平成 25 年 1 月 16 日とし、平成 24 年 1 月 1 日～12 月 31 日の営農状況を調査。調査対象は 2a 以上の農地を有する約 2000 件の農家世帯を対象に実施。調査方法は調査員が調査票を配布・回収する方法で行い、有効回答数 1,278 件、有効回収率（63.9%）。

### ・農業振興地域

市町村の農業振興地域整備計画（p2 注釈参照）により、今後、相当期間（概ね 10 年以上）、農業振興を図るべき地域と指定された地域。

### ・農業生産基盤

農地の区画や土壌、農業用排水施設、農道など、農地の生産性に関する生産基盤のこと。

### ・農地が持つ多面的機能

国土の保全、水源の涵養（かんよう）、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能のこと（p7 参照）。

### ・農地中間管理機構

2014 年に各都道府県に一つ設立され、農用地を貸したいという農業者と借りたいという農業者の間に立ち、農用地の中間的受け皿となる組織。農地の集団化、経営規模の拡大、新規参入を推進する組織。

### ・農用地区

農業振興地域内において、集団的に存在する農用地など、生産性の高い農地、農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地。

### ・農林業センサス

国内農林業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、農山村の実態を総合的に把握し、農林行政の企画・立案・推進のための基礎資料を作成し、提供することを目的に、5 年ごとに行う国の調査。調査方法は調査客体による自計調査で、農林産物の生産を行う又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が一定規模以上の「農林業生産活動」を行う者（組織の場合は代表者）を対象とする。なお、農林業センサス 2015 のデータは概数値（速報値）。

### ・野焼き

野焼きによる廃棄物（ごみ）等の焼却は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に規定により禁止されていますが、農業者が自己の農作業のためやむを得ないものとして行うもの（燃烧行為を行う面積が 0.5 m<sup>2</sup>未満のものに限り、かつ、合成樹脂、ゴム、油類又は布を含まないものに限る）は、例外とされている。

## 【八行】

### ・端境期

野菜が収穫できなくなる時期のこと。露地栽培の場合、主に冬野菜が終わり、春野菜が収穫できるまでと、夏野菜が終わり、秋野菜が収穫できるまでが、端境期となる。

### ・販売農家

農家のうち、農産物の販売を主たる目的として栽培している農家（経営耕地面積 30a 以上または、農産物販売額 50 万円以上）。

## 【ヤ行】

### ・遊休農地

農地法において、「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」または、「その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地」と定義され、農地の有効利用に向けて、遊休農地に関する措置を講ずべき農地のこと。

## 【う行】

### ・利用権設定

利用権とは、農業経営基盤強化促進法に基づく権利で、農業上の利用を目的とする農地の賃貸借権・使用貸借権等のこと。利用権設定をすることで、貸した農地は、設定期間終了後、離作料等を支払うことなく、農地所有者に返還されるため、安心して農地の貸し借りをおこなうことができる。

### ・6次産業化

農林水産業（第1次産業）が、農林水産物の生産だけにとどまらず、それを原材料とした加工食品の製造（第2次産業）・販売（第3次産業）に取り組むこと。

### ・露地野菜

屋根などが無い野外において、自然の気象条件下のもとで栽培された野菜の総称。

## 2. 川崎市次期農業振興計画策定懇談会委員名簿用及び経過

### 川崎市次期農業振興計画策定懇談会委員名簿

|    | 区分    | 所属                      | 氏名     |
|----|-------|-------------------------|--------|
| 1  | 学識経験者 | 明治大学副学長教務部長農学部教授        | 竹本 田持  |
| 2  |       | 東京農業大学国際食料情報学部准教授       | 鈴木 源太郎 |
| 3  | 農業者代表 | 農業者（川崎市農業青年協議会）         | 安藤 剛志  |
| 4  |       | 農業者（早野農地管理組合）           | 伊藤 幹夫  |
| 5  |       | 農業者（そ菜）                 | 加藤 勉   |
| 6  |       | 農業者（黒川宮農団地管理組合）         | 越畑 幸作  |
| 7  |       | 農業者（川崎市女性農業担い手の会「あかね会」） | 新堀 智恵子 |
| 8  |       | 農業者（植木盆栽）               | 高橋 孝次  |
| 9  |       | 農業者（農業経営士会）             | 田邊 昇一  |
| 10 |       | 農業者（果樹）                 | 中村 政晴  |
| 11 |       | 農業者（花卉）                 | 名古屋 重雄 |
| 12 |       | 農業者（畜産）                 | 福田 努   |
| 13 |       | 農業者（青壮年）                | 矢澤 大之  |
| 14 |       | 農業者（岡上宮農団地管理組合）         | 横田 豊   |
| 15 | 市民代表  | 川崎市消費者の会会長              | 松井 よし子 |
| 16 |       | 市民代表（公募）                | 荒川 洋子  |
| 17 |       | 市民代表（公募）                | 関口 紀子  |
| 18 | 農業団体  | セレサ川崎農業協同組合代表理事組合長      | 柴原 裕   |
| 19 |       | セレサ川崎農業協同組合代表理事副組合長     | 立川 勲   |
| 20 |       | セレサ川崎農業協同組合代表理事副組合長     | 原 修一   |
| 21 |       | セレサ川崎農業協同組合営農指導担当常務     | 梶 稔    |
| 22 | 行政機関  | 神奈川県横浜川崎地区農政事務所所長       | 高橋 和弘  |
| 23 |       | 神奈川県農業技術センター横浜川崎地区事務所所長 | 福井 英治  |
| 24 |       | 川崎市農業委員会会長              | 長瀬 和徳  |
| 25 |       | 川崎市農業委員会会長職務代理          | 森 修二   |
| 26 | 市職員   | 川崎市経済労働局農業振興センター所長      | 草野 静夫  |

### 川崎市次期農業振興計画策定懇談会・作業部会委員名簿

|   |       |                               |        |
|---|-------|-------------------------------|--------|
| 1 | 学識経験者 | 東京農業大学国際食料情報学部准教授             | 鈴木 源太郎 |
| 2 | 農業団体  | セレサ川崎農業協同組合営農経済担当常務           | 梶 稔    |
| 3 |       | セレサ川崎農業協同組合指導相談部長             | 梶 久夫   |
| 4 |       | セレサ川崎農業協同組合営農課長               | 安藤 和彦  |
| 5 | 市職員   | 川崎市経済労働局農業振興センター所長            | 草野 静夫  |
| 6 |       | 川崎市経済労働局農業振興センター-農業振興課長       | 柏井 幸博  |
| 7 |       | 川崎市経済労働局農業振興センター-農地課長         | 倉 雅彦   |
| 8 |       | 川崎市経済労働局農業振興センター-農業技術支援センター所長 | 二郷 真一  |

川崎市次期農業振興計画策定懇談会の経過

|  |  |
|--|--|
| <p>第1回懇談会<br/>平成26年8月11日<br/>川崎市農業振興センター会議室</p>  | <p>(1)川崎市次期農業振興計画策定懇談会について<br/>(2)川崎市次期農業振興計画の方向性について<br/>(3)今後のスケジュールについて</p>         |
| <p>第1回作業部会<br/>平成26年9月24日<br/>川崎市農業振興センター会議室</p> | <p>(1)川崎市次期農業振興計画の重点課題について</p>   |
| <p>第2回作業部会<br/>平成26年11月5日<br/>川崎市農業振興センター会議室</p> | <p>(1)川崎市次期農業振興計画の基本戦略について<br/>(2)川崎市次期農業振興計画素案について</p>                                |
| <p>第2回懇談会<br/>平成26年12月16日<br/>JAセレサ川崎本店会議室</p>   | <p>(1)川崎市次期農業振興計画素案について<br/>(ア)現状と課題、施策全般等について(第1-3章)<br/>(イ)基本戦略及び推進体制について(第4-5章)</p> |
| <p>第3回作業部会<br/>平成27年2月16日<br/>川崎市農業振興センター会議室</p> | <p>(1)第2回次期農業振興計画策定懇談会での意見への対応について<br/>(2)その他</p>                                      |
| <p>第3回懇談会<br/>平成27年3月17日<br/>JAセレサ川崎本店会議室</p>    | <p>(1)第2回懇談会での意見の検討結果について<br/>(2)次期農業振興計画骨子の確認について</p>                                 |